

2019年3月29日

経済産業大臣 殿

相続人 住所 東京都千代田区霞が関1-1-1

氏名 経済 一郎

実印

住所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

氏名 経済 二郎

実印

住所 大阪府中央区大手町1-5-44

氏名 資源 花子

被相続人様のご氏名を記載してください。

相続される発電設備の設置場所を記載してください。

1. 被相続人（現事業者名）：経済 太郎
2. 再生可能エネルギー発電設備の設置場所：愛知県名古屋市中区2-5-2

## 【相続する物件】

- 土地  建物  
 再生可能エネルギー発電設備（設備ID：A123456C01）

私達相続人は、私達以外に相続権者がいないことを保証し、上記物件をそれぞれ下記のとおり相続することに同意したことを証明いたします。

相続する物件を○で囲んでください。

記

相続する物件のボックスすべてにチェックを付してください。

1. 土地 /  建物  
再生可能エネルギー発電設備 相続人氏名 経済 一郎
2.  土地 / 建物  
再生可能エネルギー発電設備 相続人氏名 経済 二郎
3. 土地 / 建物  
 再生可能エネルギー発電設備 相続人氏名 資源 花子

※法定相続人全員の戸籍謄本（原本）及び印鑑証明書（原本）を添付してください。

※太陽光発電設備を屋根に取り付けている場合、建物の附属設備ではなく、機械及び装置となりますので、必ず切り分けた上で法定相続人の同意をしてください。

※固定価格買取制度における手続の際、再生可能エネルギー発電設備と当該設備を設置する場所の法定相続人が異なる場合、賃貸借契約書又は建造物所有者の同意書の提出が必要となります。